



平成25年8月20日／西荻窪町会防災会発行

水分補給、濡れタオルでの体拭き、熱中症対策を取りましょう！

## 8月18日(日)

### 防災訓練を行いました

今月の防災訓練は、東銀座会商店街と神明通りを挟んだ南中央町会との合同で行いました。場所は、多くの人が集まる「朝市」。9時に地震発生と想定し、防災倉庫からポンプなどを出し準備、放水～という一連の流れを確認しました。朝市に来られていたお客さまも飛び入り参加。消火器具の操作を行いました。役員はトランシーバー訓練も行いました。消火器具の操作は練習しすぎることはありません。**次回の訓練は10月13日(日)。西荻南の平和児童遊園での実施です。マンション等の集合住宅の方もぜひご参加ください。**



### ～杉並区より～ 区民の皆さまに

#### 知っておいていただきたい法律のお知らせ

災害対策基本法第7条（平成24年6月27日施行）

（住民等の責務）

第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 前項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。



## 「マンションの防災対策」とは？

### シンポジウムに行ってきました

7月25日(木)都庁にて開催された「首都直下地震に備えるマンション対策」。町会として集合住宅とどう連携とっていくのがいいのか、他の取り組みを知るために参加しました。しかし集合住宅と、地域との連携はどこも模索中というのが本当のところのようでした。

多くの集合住宅には管理組合があり、独自に対策をとっているところが多いのですが、行政との連携となると簡単でないのが実情です。行政にとっては建物単位、管理組合単位では対応しきれないと思われるからです。町会・自治会はその両者の間の存在であると言えるのではないのでしょうか。西荻窪町会では発災時の対応とともに、集合住宅との連携についても協議していきます。集合住宅からの意見もお待ちしています。



## 9月1日は防災の日です

- 備蓄品の賞味期限、消費期限をチェック
- 災害伝言ダイヤルの操作練習（171）
- 災害時に家族で落ち合う場所の確認など行いましょう！

### 西荻窪町会のホームページできました！

<http://nishiogikubo-chokai.com>

町会の案内ほか、パトロール隊の案内、防災訓練の予定など確認できます。

